

食品衛生法登録検査機関による放射能測定のご案内

昨今、さまざまな放射能測定の結果が報道されておりますが、食品衛生法に基づいた検査機関での信頼性の高い検査結果のご要望にお応えしております。

食品衛生法に定められた
登録検査機関です

チェルノブイリ原発事故
の際にも輸入食品で放射
能検査の実績があります

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月 厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)などによる放射性物質の核種濃度を求めることができる精密分析「ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法」により測定いたします。

(測定装置) キャンベラ社製ゲルマニウム半導体検出器

(測定核種) 放射性ヨウ素 (I-131)、放射性セシウム (Cs-134, Cs-137) など

最速で翌日結果報告
(ご相談ください)

検査手数料、検体量につ
いてはご相談ください



食品衛生法登録検査機関
一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
千葉県千葉市緑区大野台 2-3-36
食品検査部：TEL 043-205-5221
FAX 043-205-8586



財団法人

よりよい地球を未来へ

千葉県薬剤師会検査センター